

社会福祉法人瑞光会指定通所介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人瑞光会が設置する東京都指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護、認知症通所介護、江戸川区介護予防・日常生活支援総合事業による介護予防・生活支援サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定通所介護事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要支援・要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。

3 明るく家庭的な雰囲気のもと、地域や家庭との結びつきを重視し、関係区市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図るよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 瑞江在宅サービスセンター
- (2) 所在地 江戸川瑞江1丁目3番12号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤・認知症通所介護管理者と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 従業者 生活相談員 1名以上
介護職員 3名以上
看護職員 1名以上

従業者は、指定通所介護・指定予防事業の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護の利用の申込みに係る調整、他の従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

- (3) 機能訓練指導員 1名（看護業務と兼務）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、土曜日、日曜日、年末年始(12月29日～1月3日)及び国民の祝日(振替休日を含む。)並びに国民の休日(5月4日)を除き毎日とする。
- (2) 営業時間は、午前9時から午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間は10:00～15:15までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、一般通所1日25人とする。認知症通所20名とする。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活動作の程度によって、身体の介護に関する必要な支援及びサービスを提供する。
 - ①排せつの介助
 - ②移動、移乗の介助
 - ③緊急時における通院等の介助その他必要な身体の介護
- (2) 家庭における入浴が困難な利用者に対して、必要な施設入浴サービスを提供する。
 - ①衣類着脱の介助
 - ②身体の清拭、洗髪、洗身
 - ③その他必要な入浴の介助
- (3) 給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。
 - ①準備、後始末の介助
 - ②食事摂取の介助
 - ③その他必要な食事の介助
- (4) 利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送るために必要な支援及びサービスを提供する。
 - ①レクリエーション
 - ②グループワーク
 - ③行事活動
 - ④体操
 - ⑤機能訓練
 - ⑥休養、養護
- (5) 送迎を必要とする利用者に対して、必要な支援及びサービスを提供する。
 - ①移動、移乗動作の介助

②送迎

(6) 利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

①生活、身上、介護に関する相談、助言

②住宅改良に関する相談、助言

③その他必要な相談、助言

(利用契約)

第8条 事業の提供の開始に当たっては、あらかじめ利用者及びその家族等に対して面談の上、事業契約書の内容に関する説明を行い、利用契約を締結するものとする。

(利用料等)

第9条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割、または2割の額とする。

2 事業にかかる食料材費については、次の額を徴収する。

(1) 普通食 600円

(2) 刻み食 600円

(3) 流動食 600円

(4) その他 600円

3 事業にかかるオムツ代については、一律100円を徴収する。

4 その他サービスにかかる諸経費については、別途徴収するものとする。

5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明を行い、支払いに同意する文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、江戸川区全域の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者が事業の提供を受けようとするときは、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者等は、事業を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 非常災害時に適切に対応するため、非常災害対策に関する具体的な計画を定めるとともに、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行う。

(衛生管理及び従業者等の健康管理等)

第 14 条 事業所は、衛生管理に十分留意し、必要な措置を行うものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し感染症等に関する基礎知識を習得させるため、必要な教育に努めるものとする。
- 3 事業所は、従業者に年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持等)

第 15 条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情対応)

第 16 条 事業所は、提供した事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 17 条 事業にかかる第三者評価事業を 3 年に 1 回受審するものとし、この結果を公表するものとする。

- 2 事業所は、従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後 2 か月以内
 - (2) 継続研修 年 1 回以上
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人瑞光会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止についての留意事項)

第 18 条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催し従業員に周知徹底を図る。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

